

伊勢市地域審議会公募委員の公募に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、合併前の伊勢市、二見町、小俣町及び御園村による地域審議会を設置することに関する協議第5条第1項第3号に規定する公募により選出された者（以下「公募委員」という。）の公募に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応募資格)

第2条 公募委員の応募資格は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 応募しようとする地域審議会の設置区域に住所を有する者又は当該地域審議会の設置区域内に所在する事業所等に勤務する者であること。
- (2) 別に定める応募の締切りの日（以下「応募締切日」という。）における年齢が20歳以上であること。
- (3) 市の職員（地方公務員法（昭和25年第261号）第3条第3項第2号に規定する職にある者（他の地域審議会の委員を除く。）を除く。）でないこと。
- (4) 市議会議員でないこと。

2 一の地域審議会に応募しようとする者は、同時に、他の地域審議会に応募することができない。

(募集)

第3条 公募委員の募集は、市広報及び市ホームページに掲載して行うものとする。

(応募方法)

第4条 公募委員への応募は、伊勢市地域審議会公募委員応募用紙（別記様式。以下「応募用紙」という。）に必要事項を記入し、応募締切日までに市長に提出して行うものとする。

2 前項の規定により提出された応募用紙は、返還しない。

(応募の無効)

第5条 市長は、応募用紙に重大な記載漏れがある場合、不真面目な若しくは悪意のある記載がある場合又は虚偽の記載があることが判明した場合は、その応募者の応募を無効にすることができる。

(公募委員の決定)

第6条 公募委員は、地域審議会ごとに、市長、副市長その他市の職員のうちから市長が指名する者により選考を行い、決定する。

2 公募委員の選考は、応募用紙の記述欄に記載された内容及び面接の評価を中心に、当該地域審議会の委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して、総合的に行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、評価の基準その他公募委員の選考に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(結果の通知)

第7条 市長は、公募委員を決定したときは、応募者に対し、当該応募者の選考及び決定の結果を書面により通知するものとする。

(事務の所管)

第8条 この要綱に基づく公募委員の公募に関する事務は、次の各号に掲げる地域審議会に応じ当該各号に定める課において処理する。

- (1) 伊勢地区地域審議会 情報戦略局企画調整課
- (2) 二見地区地域審議会、小俣地区地域審議会及び御菌地区地域審議会 各総合支所地域振興課

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、公募委員の公募の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月6日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年1月20日)

この要綱は、平成28年1月20日から施行する。